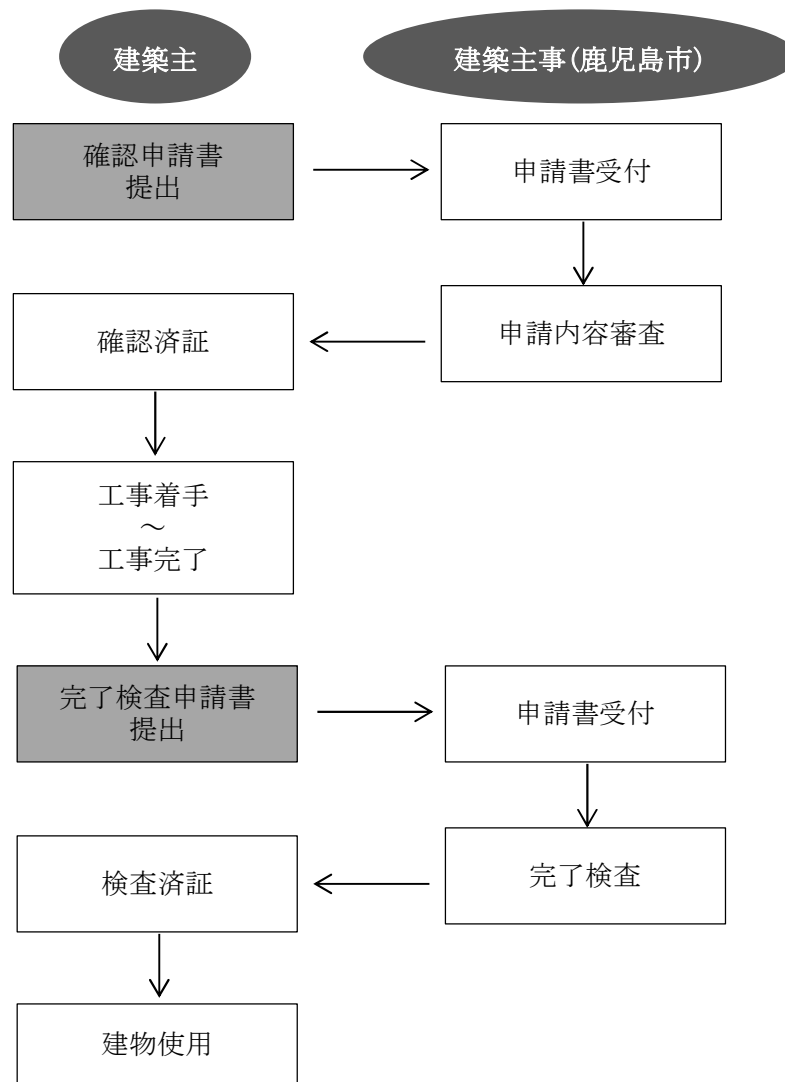


第1編 確認申請等手続き

建物を建築する際には、確認申請が必要です。

建物を建築し、使用するまでに必要となる主な手続きは、以下のとおりです。



第1編では、確認申請等の手続きに関連するものとして、確認申請を要する建築物等の一覧、確認申請から完了検査までの間に必要となる書類・部数等、確認申請等に係る手数料、確認申請前に必要な手続きで問い合わせの多いものの概要を掲載しています。

第1編 確認申請等手続き

第1章 確認申請を要する建築物等一覧

確認申請が必要となる建築物・建築設備・工作物は、以下の表のとおりです。

(1) 建築物

法令		用途・構造	規模	工事種別
法第6条 第1項 第2項	一号	劇場、映画館、演芸場、観覧場 公会堂、集会場 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る） ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍 児童福祉施設等（令第19条参照） 学校、体育館 博物館、美術館、図書館 ボーリング場、スキー場、スケート場 水泳場又はスポーツの練習場 百貨店、マーケット、展示場 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場 待合、料理店、飲食店、物品販売店舗 倉庫 自動車車庫、自動車修理工場 映画スタジオ、テレビスタジオ などの特殊建築物	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	建築（新築、増築、改築、移転。 ただし、防火、準防火地域以外で10㎡以下の増築、改築、移転を除く。） 大規模の修繕 大規模の模様替え
	二号	一号以外の建築物	階数2以上、又は延べ面積が200㎡を超えるもの	
	三号	一号以外の建築物 （都市計画区域若しくは準都市計画区域外は除く。ただし、都市計画区域若しくは準都市計画区域外で、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する一号、二号以外の建築物は含む。）	階数1かつ延べ面積が200㎡以下のもの	建築（ただし、防火、準防火地域以外で10㎡以下の増築、改築、移転を除く。）

※ 確認申請が必要となる用途変更については、法第87条のとおり。

(2) 建築設備

法令	用途
法第 87 条の 4 令第 146 条第 1 項	・エレベーター及びエスカレーター ・小荷物専用昇降機 ・法第 12 条第 3 項の規定により特定行政庁が指定する建築設備（屎尿処理浄化槽および合併処理浄化槽を除く。）

(3) 工作物①（一定規模の工作物）

法令	用途・規模
法第 88 条第 1 項 令第 138 条第 1 項	・高さが 6m を超える煙突（ストーブの煙突を除く） ・高さが 15m を超える RC 柱、鉄柱、木柱の類（旗ざおを除く） ・高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔の類 ・高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔の類 ・高さが 2m を超える擁壁
法第 88 条第 1 項 令第 138 条第 2 項	・観光用の乗用エレベーター、エスカレーター ・高架の遊戯施設 ウォーターシュート、コースター等 ・原動機により回転運動をする遊戯施設 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等

(4) 工作物② (用途規制対象工作物)

下記表 (イ) 欄の施設は、(ロ) の地域には築造できない。

法令		施設の種類・規模等(イ)		地域(ロ)	
法第 88 条第 2 項 令第 138 条第 3 項	一	鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎		原動機を使用するものすべて	準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く地域
		レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰め		出力の合計が 2.5kw を超える原動機を使用するもの	準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く地域
		アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りがすを原料とする製造		すべて	工業地域、工業専用地域を除く地域
	二	自動車車庫 a：築造面積 A：同一敷地内の建築物(自動車車庫の部分を除く)の面積の合計	建築物に附属しないもの	a > 50 m ²	第一種、第二種低層住居専用地域、田園住居地域
				a > 300 m ²	第一種、第二種中高層住居専用地域 第一種、第二種住居地域
		建築物に附属するもの※1	a > A (A ≤ 600 m ² の場合) a > 600 m ² (a ≤ 50 m ² は除く)	第一種、第二種低層住居専用地域、田園住居地域	
			a > A (A ≤ 3000 m ² の場合) a > 3000 m ² (a ≤ 300 m ² は除く)	第一種、第二種中高層住居専用地域	
			a > A (a ≤ 300 m ² は除く)	第一種、第二種住居地域	
	三	サイロ等の工作物のうち、飼料、肥料、セメント等を貯蔵するもの		高さ 8m を超えるもの	第一種、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、田園住居地域
	四	令第 138 条第 2 項に該当するもの ・観光用の乗用エレベーター、エスカレーター ・高架の遊戯施設 ウォーターシュート、コースター等 ・原動機により回転運動をする遊戯施設 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等		すべて	第一種、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、田園住居地域
	五	汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設※2		すべて ただし、その他の処理施設は通達 S47.12.8 住街発 90 による※3	都市計画区域
	六	法第 49 条の 2 の規定に基づく特定用途制限地域の条例により制限を受ける工作物			特定用途制限地域

※1 附属自動車車庫において、一団地認定を受けた敷地内のものについては、別途適用規模等の指定がある。

※2 建築物の敷地と同一敷地にあるものは除外される。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設 (ごみ焼却場を除く) で 1 日の処理能力が 5t 以上のもの。

※4 「田園住居地域」は、本市では指定なし。

第2章 確認申請関連 必要な書類・部数

確認申請から完了検査までの間に必要となる書類、部数等は以下のとおりです。

※ 様式については市のホームページから入手できます。

市のホームページ → サイト内検索「**建築確認申請等関係様式**」

(1) 確認申請時に提出を要する書類

■ 確認申請書類 [建築物]

① 確認申請書（規則第2号様式）

② 図書（規則第1条の3）

図面には、次頁「図面記入例」を参考にして該当する項目を記入して下さい。

③ 委任状

申請の手続きを委任する場合

④ 誓約書等

ア. すべての建築物

民事に関する誓約書（申請要領様式第1）

イ. 幅員4メートル未満の道路に接する敷地の場合

道路後退に関する誓約書（申請要領様式第2）

市道後退用地の寄附申請に関する報告書（道路種別が市道の場合）

ウ. がけに近接する建築物の場合

がけに関する誓約書（申請要領様式第3）

⑤ 許可、通知、協議書等

関係機関との許可又は協議内容を示すもの（協議先一覧 P7～10）

⑥ 建築基準法施行条例第3条第3項の規定の適用申請書（申請要領様式第4）

（同項の適用がない場合は、添付を要しない。）

⑦ 建築士免許証、定期講習修了証の写し

設計者、工事監理者が建築士である場合

（鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録（※P11）がある者を除く）

⑧ 確認申請時チェックシート

【正本】 ①～⑧ 1部

【副本】 ①～⑦ 1部

【消防用】

[消防同意が必要な場合] ①、②（※構造耐力関係図書は除く） 1部

[上記以外の場合]

・ 建築計画概要書（規則第3号様式）
・ 平面図（住宅用火災警報器の設置箇所が分かるもの） } 1部

【建築計画概要書（規則第3号様式）】 1部

【建築工事届（規則第40号様式）】 1部

【別途提出書類】 ④のイ、ウ、⑥ 1部

【保健部（保健所）用※】 建築計画概要書（規則第3号様式） 1部

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する「特定建築物」のみ
→ 興行場、百貨店、集会場等で床面積3,000㎡以上
→ 学校教育法に規定する学校等で床面積8,000㎡以上

■ 図面記入例 ■

- ・内装の仕上げに用いる建築材料について（法第 28 条の 2）【全て】
「内装の仕上げに用いる建築材料は、全て F☆☆☆☆を使用する。」
- ・建築材料の品質について（法第 37 条）【3 号建物以外】
「法第 37 条の指定建築材料は、全て日本産業規格又は日本農林規格に適合したものを使用する。」
- ・配管設備について（令第 129 条の 2 の 4）【3 号建物以外】
「配管設備は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 に基づき施工する。」
- ・圧縮天然ガスについて【圧縮天然ガスを使用する場合】
「高圧ガス保安法第 24 条に基づき施工する。」
- ・ガス設備について【都市ガスを使用する場合】
「ガス事業法第 162 条に基づき施工する。」
- ・プロパンガスについて【プロパンガスを使用する場合】
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 2 に基づき施工する。」
- ・水道について【水道を使用する場合】
「水道法第 16 条に基づき施工する。」
- ・下水道について【下水道を使用する場合】
「下水道法第 10 条第 1 項及び第 3 項に基づき施工する。」
- ・給湯設備について【給湯設備を使用する場合】
「給湯設備は、H12 建告 1388 号に基づき施工する。」
- ・協議をして許可書等が交付されない場合
「〇〇法に関し、□□課△△氏と協議済」
- ・電気設備（法第 32 条）
「電気設備については、電気事業法により施工する。」
- ・防蟻処理【木造建築物の場合】
「防蟻処理については、鹿児島県建築基準法施行条例第 4 条に基づき施工する」
- ・敷地の状況について【配置図に記入】
「道路幅員、崖、敷地の高低差、方位等について現場調査済みです。」

協議先一覧（令和 7 年 4 月現在）

表 1. 建築基準法関係規定で協議を要するもの

	要件	法令・地域等	関係機関
1	宅地造成に関する工事の許可	・宅地造成及び特定盛土等規制法	・土地利用調整課 [099-216-1383]
2	開発行為の許可	・都市計画法	
3	市街化調整区域内	・都市計画法	
4	都市計画施設等の区域内	・都市計画法	・都市計画課 [099-216-1378]
5	鹿児島流通業務団地内	・流通業務市街地の整備に関する法律	
6	商業地域又は近隣商業地域内で延べ面積 1500 ㎡を超えるもの	・駐車場法 ・鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	・市街地まちづくり推進課 [099-216-1388]
7	商業地域又は近隣商業地域内の特定用途で延べ面積 300 ㎡を超えるもの	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例	・道路管理課 [099-216-1372]
8	屋外広告物	・屋外広告物法 ・鹿児島市屋外広告物条例	・都市景観課 [099-216-1425]
9	下水道処理区域外	・建築基準法 ・浄化槽法	・建築指導課 [099-216-1359]
10	特別特定建築物又は特定建築物（認定を受ける場合）	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	・建築指導課 [099-216-1359]
11	臨港地区内	・港湾法	・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設総務課 [099-805-7413]
12	省エネ基準適合義務	・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）	・建築指導課 [099-216-1359]

表 2. 用途・規模等によって協議を要するもの

	要件	法令・地域等	関係機関
1	指定建築物（中高層建築物・共同住宅等）	・鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例	・建築指導課 [099-216-1357]
2	指定工作物（高さ 15m を超える鉄塔等）		
3	届出対象建築物	・景観法 ・鹿児島市景観条例	・都市景観課 [099-216-1425]
4	高さ 31m を超えるもの	・電波法（電波伝搬障害防止制度）	・総務省九州総合通信局 無線通信部 陸上課 [096-326-7859]
5	公共的施設特定公共的施設	・鹿児島県福祉のまちづくり条例	・障害福祉課 [099-216-1272]
6	福祉環境整備対象建築物（150 ㎡以上）	・鹿児島市福祉環境整備指針	

7	病院・診療所	・医療法	・生活衛生課 [099-803-6881]
8	公衆浴場	・公衆浴場法	・生活衛生課 [099-803-6885]
9	ホテル・旅館・簡易宿泊所	・旅館業法 ・鹿児島市旅館業法施行条例	
		・鹿児島市ラブホテル類似施設の建築等の規制に関する指導要綱	・建築指導課 [099-216-1516]
10	保育所	・児童福祉法	・保育幼稚園課 [099-216-1258]
11	住宅（共同住宅・長屋を含む）以外	・鹿児島市環境保全条例 （公害防止事前協議）	・環境保全課 [099-216-1297]
12	建築基準法 51 条に規定する「その他の処理施設」	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・廃棄物指導課 [099-216-1289]
13	くみ取り便所	・建築基準法 ・下水道法	・建築指導課 [099-216-1359]
14	納骨堂・墓地	・墓地、埋葬等に関する法律	・環境衛生課 [099-216-1300]
15	路外駐車場（500 m ² 超）	・駐車場法	・街路整備課 [099-216-1380]
16	駐車場（鹿児島市道における歩道への車両の乗り入れがある場合）	・鹿児島地区	・道路管理課 [099-216-1355]
		・谷山地区	・谷山建設課 [099-269-8442]
		・吉田地区	・吉田建設事務所 [099-294-1216]
		・桜島地区	・桜島建設事務所 [099-293-2350]
		・松元地区	・松元建設事務所 [099-278-5428]
		・郡山地区	・郡山建設事務所 [099-298-4862]
		・喜入地区	・喜入建設事務所 [099-345-3760]
17	給油所	・揮発油等の品質の確保等に関する法律	・所轄警察署 ・水道局 下水処理課 [099-268-3393]
18	風俗営業及び風俗関連営業等の施設	・風俗営業法	・所轄警察署
19	店舗（店舗面積が 1000 m ² を超えるもの）	・大規模小売店舗立地法	・鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 [099-286-2931]
20	工場（敷地面積が 9000 m ² 以上又は建築面積の合計が 3000 m ² 以上のもの）	・工場立地法	・産業支援課 [099-216-1323]
21	倉庫業を営む倉庫	・倉庫業法	・国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局（総務企画担当）[099-222-5660]
22	・物品販売業を営む店舗（床面積 1,000 m ² 以上） ・地域医療支援病院 ・本店機能を有する銀行等	・かごしまコンパクトなまちづくりプラン （立地適正化計画：都市再生特別措置法）	・都市計画課 [099-216-1378]

表 3. 地域・地区等によって協議を要するもの

	要件	法令・地域等	関係機関
1	地区計画区域内（南栄一丁目地区・木材団地及び木材加工団地地区内を除く）	・都市計画法	・都市計画課 [099-216-1378]
2	風致地区内		
3	南栄一丁目地区・木材団地及び木材加工団地地区内	・都市計画法	・建築指導課 [099-216-1359]
4	土地区画整理事業施行区域内	・土地区画整理法	・区画整理課 [099-216-1393]
			・郡山区画整理事務所 [099-298-4863]
			・吉野区画整理課 [099-244-2114]
			・谷山都市整備課 [099-269-8435] [099-269-8436]
5	国立公園内	・自然公園法	・環境保全課 [099-216-1298]
6	史跡・文化財	・文化財保護法	・鹿児島市教育委員会 文化財課 [099-227-1962]
7	河川改修計画区域内（新川流域）		・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 河川港湾課 [099-805-7326]
8	市有地（城南町・下荒田四丁目・三和町）		・建設局管理課 [099-216-1348]
9	急傾斜地崩壊危険区域内	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課 [099-805-7308]
10	砂防指定地内	・砂防法	
11	里道（農道）・水路等	・市街化区域内 鹿児島地区	・里道：道路管理課 [099-216-1354] ・水路：河川港湾課 [099-216-1412]
		・市街化区域内 谷山地区	・谷山建設課 [099-269-8442]
		・市街化調整区域内 谷山地区	・谷山農林課 [099-269-8487]
		・喜入地区	
		・市街化調整区域内 鹿児島地区	・農地整備課 [099-216-1342]
		・吉田地区	
		・桜島地区	
		・松元地区	
		・郡山地区	
12	農地	・農地法	・鹿児島市農業委員会 [099-216-1466]
13	国道（328号を除く）沿線		・国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 [099-216-3111]
14	JR 線路沿い	・在来線	・九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 鹿児島工務所 [099-256-1895]

		・新幹線	・九州旅客鉄道株式会社 熊本新幹線工務所 [096-354-7800]
15	高圧線近接地		・九州電力株式会社 [099-253-1120]
16	空港から一定の範囲内	航空法	・大阪航空局 鹿児島空港事務所 [0995-58-4440]

■ 確認申請書類 [建築設備]

- ①確認申請書（規則第 8 号様式）
- ②図書（規則第 2 条の 2）
- ③委任状
手続きを委任する場合
- ④建築士免許証、定期講習修了証の写し
設計者、工事監理者が建築士である場合
（鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録（※）がある者を除く）

【正本】 ①～④ 1 部

【副本】 ①～④ 1 部

【消防用】 ①（第 2 面のみ） 1 部

■ 確認申請書類 [工作物]

- ①確認申請書（規則第 10 号様式）
- ②図書（規則第 3 条）
- ③委任状
手続きを委任する場合
- ④誓約書
ア．すべての工作物
民事に関する誓約書（申請要領様式第 1）
イ．幅員 4 メートル未満の道路に接する敷地の場合
道路後退に関する誓約書（申請要領様式第 2）
- ⑤協議報告書
関係機関との許可又は協議内容を示すもの
協議先は建築物に準ずる
- ⑥建築士免許証、定期講習修了証の写し
設計者、工事監理者が建築士である場合
（鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録（※）がある者を除く）

【正本】 ①～⑥ 1 部

【副本】 ①～⑥ 1 部

※ 鹿児島市建築士データベースへ登録を希望される方は、『建築士免許証』、『建築士定期講習修了証』（建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく講習）の原本を建築指導課窓口で提示してください。登録された方については、確認申請時において、建築士免許証、建築士定期講習修了証の写しの提出は不要となります。（建築士定期講習修了証については次回の定期講習の受講まで不要）

(2) 各種変更時に提出を要する書類

規則第 3 条の 2 による軽微な変更	→ 設計変更
上 記 以 外	→ 計画変更

■ 設計変更 1 部

- ①設計変更届（市細則様式第 14 の 2）
- ②図書（図面は変更に係る部分のみ）

■ 計画変更

- ①計画変更確認申請書
- | | | |
|--|-------------------|---|
| | [建築物 : 規則第 4 号様式 |] |
| | 建築設備 : 規則第 9 号様式 | |
| | 工作物 : 規則第 13 号様式 | |

- ②図書（図面は変更に係る部分のみ）

※他は、確認申請に準ずる。

■ 建築主等の変更届（市細則様式第 16） 1 部

確認済証の記載事項（建築主・住所・敷地の地名地番等）に変更が生じた場合
※確認済証を添えること。

■ 建築物等確認等申請書取下届（市細則様式第 18） 1 部

確認済証交付前に、申請を取下げの場合

■ 工事取りやめ届（市細則様式第 19） 1 部

確認済証交付後、工事を取りやめる場合
※確認済証又は通知書を添付

(3) 確認済証交付後に提出を要する書類

■ 工事監理者、工事施工者届（市細則様式第 17） 1 部

確認申請時に監理者、施工者欄を記載していた場合は提出不要
監理者、施工者を定めた場合又は変更した場合は提出が必要

■ 施工状況報告書（市細則様式第 6） 1 部

法第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物が、次に掲げる工程に達したときに提出

- (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、基礎の配筋を終えたとき、及び屋根の配筋を終えたとき
- (2) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、鉄骨の建方を終えたとき
- (3) その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した工程に達したとき

■ 中間検査申請 1 部

I 中間検査を要する建築物

構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、
以下に該当するもの

- ・ 階数が 3 以上である共同住宅
- ・ 階数が 3 以上かつ 500 m²を超える特殊建築物（法別表 1（い）欄(1)～(4)項）

II 中間検査を受けるべき時期（特定工程）

2 階の床及びこれを支えるはりの鉄筋を配置する工程（配筋工事）

- ① 中間検査申請書（規則第 26 号様式）
- ② 委任状：申請の手続きを委任する場合
- ③ 中間・完了検査チェックシート
- ④ 鉄骨工事施工状況報告書
コンクリート工事施工結果報告書

(4) 完了検査時に提出を要する書類

■ 完了検査申請

- ①完了検査申請書（規則第 19 号様式）
- ②委任状
手続きを委任する場合
- ③写真 ・基礎の配筋終了時の配筋を写したもの
・屋根の小屋組みの終了時と構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時の構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部を写したもの
- ④中間・完了検査チェックシート
- ⑤鉄骨工事施工状況報告書
コンクリート工事施工結果報告書
- ⑥建築物エネルギー性能基準への適合性を確認するための図書、書類
- ⑦浄化槽工事完了報告書
- ⑧完了検査申請時チェックシート

【建築士が監理した 3 号】	①～③, ⑦, ⑧	1 部
【型式認定】	①～③, ⑥, ⑦, ⑧	1 部
【中間検査を受けた建築物】	①, ②, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧	1 部
【上記以外】	①, ②, ⑥, ⑦, ⑧	1 部

※⑦については、浄化槽を新設する場合に限ります。

※⑧完了検査時チェックシートにある提出書類が不足する場合は、完了検査申請を受理することはできません。

※建築基準法第 7 条の 5 による検査の特例の対象外の建築物については、別途、工事関係図書及び工事写真等の提出をお願いします。なお、当該図書等は検査完了後に返却します。

第3章 手数料

1) 建築物

① 確認申請手数料（円）

下表の「基本額」欄に示す額に「加算額」欄に示す額を加算（※1）した額。ただし、計画変更の場合は加算しない。

基本額		加算額		
床面積の合計（※2）		用途	床面積の合計	
30 m ² 以下	10,000	戸建住宅	200 m ² 未満	13,000
30 m ² 超え 100 m ² 以下	19,000		200 m ² 以上	14,000
100 m ² 超え 200 m ² 以下	29,000	共同住宅等	300 m ² 未満	24,000
200 m ² 超え 500 m ² 以下	42,000		300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	38,000
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	56,000		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	60,000
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	83,000		5,000 m ² 以上	78,000
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	240,000			
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	361,000			
50,000 m ² 超え	616,000			

※1 以下に該当するものを除く

- ・ 移転・用途変更・大規模修繕模様替
- ・ 建築物エネルギー消費性能基準の適用除外建築物
（自動車車庫、駐輪場等で高い開放性を有するもの）
- ・ 床面積（高い開放性を有する部分を除く）が10 m²以下の建築物
- ・ 建築基準法第6条の4第3号に該当する建築物（特例）
- ・ 特殊構造又は設備を用いる建築物の認定を受けた建築物
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物
- ・ 低炭素建築物新築等計画認定を受けた建築物
- ・ 設計住宅性能評価を受ける住宅
- ・ 長期優良住宅計画認定を受ける住宅
- ・ 長期構造等である旨の確認を受ける住宅
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物

※2 基本額における床面積の合計

計画変更	計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する場合は、増加する床面積)
用途変更、移転、大規模の修繕、模様替	該当用途変更、移転、修繕、模様替にかかる面積の2分の1
計画変更による用途変更、移転、大規模の修繕、模様替	計画変更に係る部分の床面積の2分の1

② 中間検査申請手数料（円）

床面積の合計	手数料	床面積の合計	手数料
30 m ² 以下	13,000	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	66,000
30 m ² 超え 100 m ² 以下	16,000	2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	147,000
100 m ² 超え 200 m ² 以下	22,000	10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	222,000
200 m ² 超え 500 m ² 以下	28,000	50,000 m ² 超え	407,000
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	49,000		

③ 建築物の完了検査申請手数料（円）

下表の「基本額」欄に示す額に「加算額」欄に示す額を加算（※1）した額

基本額			加算額
床面積の合計（※2）	中間検査の有無		
	有	無	
30 m ² 以下	19,000	20,000	5,000
30 m ² 超え 100 m ² 以下	24,000	25,000	5,000
100 m ² 超え 200 m ² 以下	32,000	34,000	5,000
200 m ² 超え 500 m ² 以下	44,000	47,000	5,000
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	61,000	62,000	7,000
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	80,000	86,000	10,000
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	187,000	207,000	20,000
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	293,000	302,000	35,000
50,000 m ² 超え	517,000	528,000	54,000

※1 以下に該当するものを除く

- ・ 移転、大規模修繕模様替
- ・ 令和7年3月31日以前に着工したもの
- ・ 建築物エネルギー消費性能基準の適用除外建築物
（自動車車庫、駐輪場等で高い開放性を有するもの）
- ・ 床面積（高い開放性を有する部分を除く）が10 m²以下の建築物
- ・ 建築基準法第6条の4第3号に該当する建築物（特例）
- ・ 設計住宅性能評価を受けたことにより適合性判定を省略したもののうち
建設住宅性能評価を受けたもの

※2 基本額における床面積の合計

移転、 大規模の修繕、模様替	該当移転、修繕、模様替にかかる面積の2分の1
-------------------	------------------------

2) 建築設備及び工作物の確認申請、完了検査等申請手数料（円）

種類	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機	11,000	7,000	16,000
小荷物昇降機	6,000	4,000	10,000
工作物	11,000	6,000	12,000

３）建築物エネルギー消費性能適合性判定（円）

下表の区分に応じた手数料の合計額。

用途	評価方法	規模等		手数料
住宅部分	標準計算	戸建住宅	200 ㎡未満	37,000 円
			200 ㎡以上	41,000 円
		共同住宅等	300 ㎡未満	73,000 円
			300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	121,000 円
			2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	205,000 円
			5,000 ㎡以上	293,000 円
	誘導仕様基準	戸建住宅	200 ㎡未満	20,000 円
			200 ㎡以上	21,000 円
		共同住宅等	300 ㎡未満	36,000 円
			300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	61,000 円
			2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	108,000 円
			5,000 ㎡以上	163,000 円
	併用法 (仕様×計算)	戸建住宅	200 ㎡未満	28,000 円
			200 ㎡以上	31,000 円
		共同住宅等	300 ㎡未満	54,000 円
			300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	90,000 円
非住宅部分	標準入力法		300 ㎡未満	237,000 円
			300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	297,000 円
			1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	383,000 円
			2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	545,000 円
			5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	671,000 円
			10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	793,000 円
			25,000 ㎡以上	905,000 円
	モデル建物法 (小規模版含む)		300 ㎡未満	92,000 円
			300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	116,000 円
			1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	153,000 円
			2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	246,000 円
			5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	321,000 円
			10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	385,000 円
			25,000 ㎡以上	452,000 円

※１ 一次エネルギー消費量の算定対象としない部分がある場合は、当該部分を除いた面積による

※２ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更は上表に示す手数料の半額

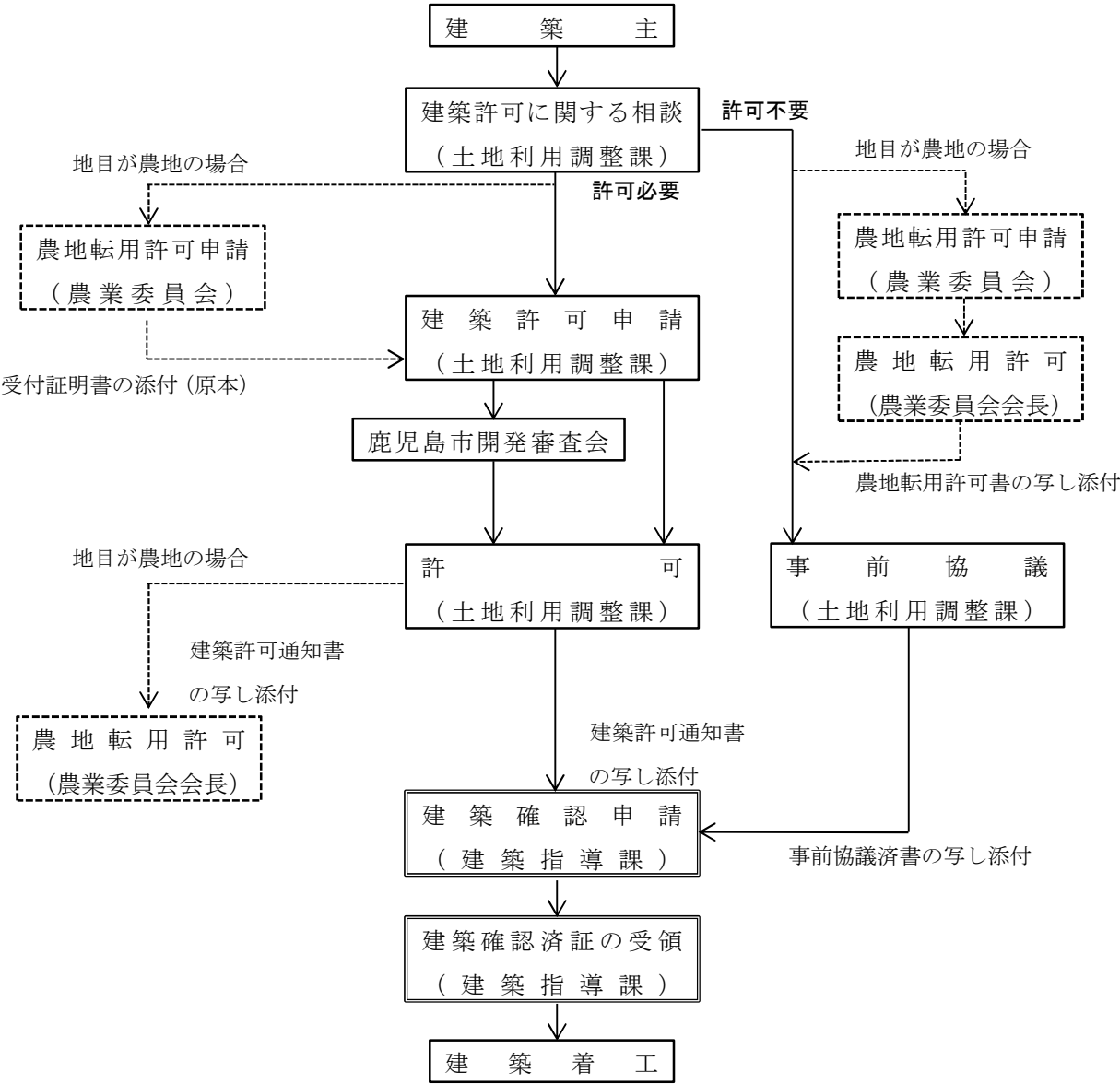
※３ 軽微な変更に関する証明書の交付手数料は上表に示す手数料の半額

第 4 章 確認申請前に必要な手続きで問い合わせの多いもの

(1)市街化調整区域

建設予定地が市街化調整区域内である場合は、鹿児島市土地利用調整課(099-216-1383)との手続きを完了しないと、確認申請を受付できません。

手続きのフローを以下に示します。



(2) 地区計画

以下の表の地区については、地区計画を定めています。

地区計画の内容については、鹿児島市都市計画課(099-216-1378)にご確認ください。

建設予定地が表の地区内であった場合は、都市計画課との手続きが完了しないと、確認申請を受付できません。(木材団地及び木材加工団地地区、南栄一丁目地区を除く)

※ 地区計画の区域は「かごしま i マップ」で確認できます。

地区名	地区名
鴨池ニュータウン業務地区	ロハスの杜地区
寺山風致地区神月タウン地区	武岡ピュアタウン地区
明ヶ窪地区	桜ヶ丘ビュータウン地区
南伊敷地区	谷山駅周辺地区
武岡台地区	谷山第三地区
星ヶ峯南地区	シャイニーヒル広木地区
南皇徳寺台地区	コンフォール坂之上地区
ニュータウン慈眼寺団地地区	リオーネ・ヴェルデ地区
慈眼寺風致地区慈眼寺台地区	皇徳寺南くらら台地区
与次郎ヶ浜地区	パルタウン大明丘地区
木材団地及び木材加工団地地区	コモンヒルズ原良地区
南栄一丁目地区	アイリスガーデン吉野地区
ガーデンヒルズ松陽台	高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区
寺山風致地区丸坊団地地区	シャイニーヒル田上地区
コモンシティ御所の杜地区	シャイニータウン草牟田地区
石谷町伏野・堤ヶ迫地区	シャイニーヒル魚見地区
谷山文教・福祉地区	吉野第二地区
上福元町高柳地区	和田平タウン地区

(3)道路相談

- ◇ 建築を行う際には、建築基準法で定める道路に敷地が2m以上接しなければなりません。
- 法で定める道路については、建築指導課または「かごしま i マップ※」で確認できますが、一部の道路については過去の調査実績がないものや再度調査が必要なものがあります。
- これらの道路に接する敷地に建築を行う場合は、必要書類を作成・添付して、建築指導課に「建築相談処理書」を提出して下さい。

※「かごしま i マップ」で確認できる道路

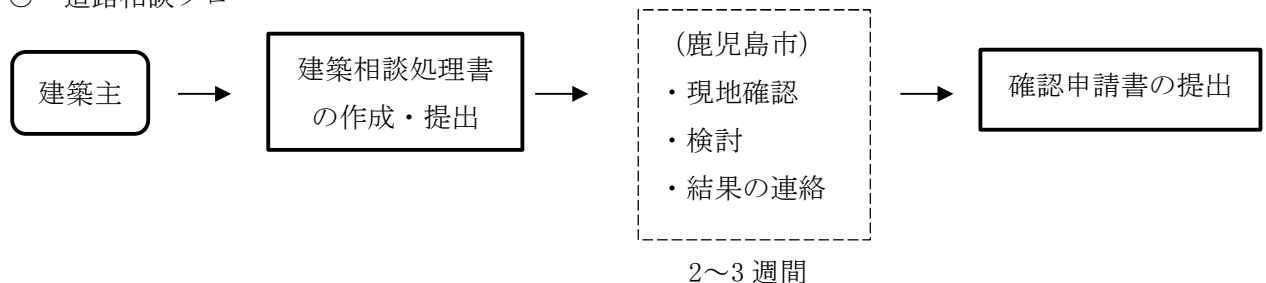
(確認方法は別添ファイル「かごしま i マップでの確認方法」を参照)

- ・法第42条第1～3項の道路
- ・道路扱い
- ・法外道路

※以下のような場合も道路相談が必要です



○ 道路相談フロー



◎道路相談に必要な書類

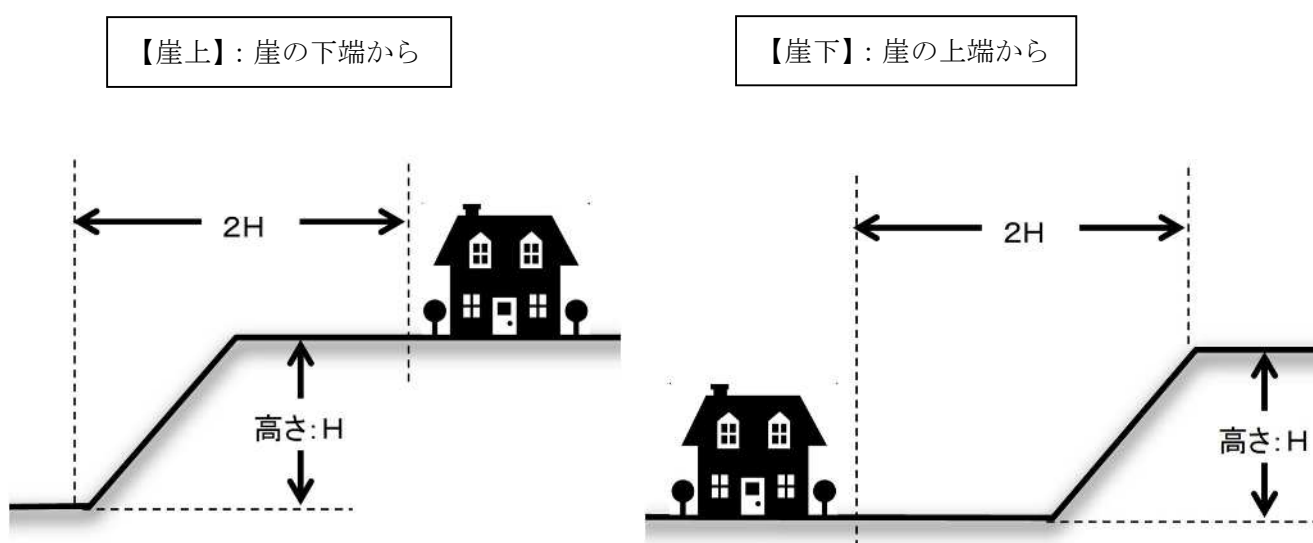
- ①建築相談処理書———鹿児島市のHPまたは建築指導課で取得できます。
- ②相談地案内図———住宅地図等のコピー
- ③公図（字絵図、所在図等）——法務局、資産税課等で取得できます。
- ④道、土地の登記簿謄本——法務局で取得できます。
- ⑤境界確定書———農地整備課、道路管理課等で取得できます。境界確定されていない場合もあります。
- ⑥道、土地の現況図———道路幅員、長さ、舗装の状況、側溝位置等を記入

(4) 崖相談

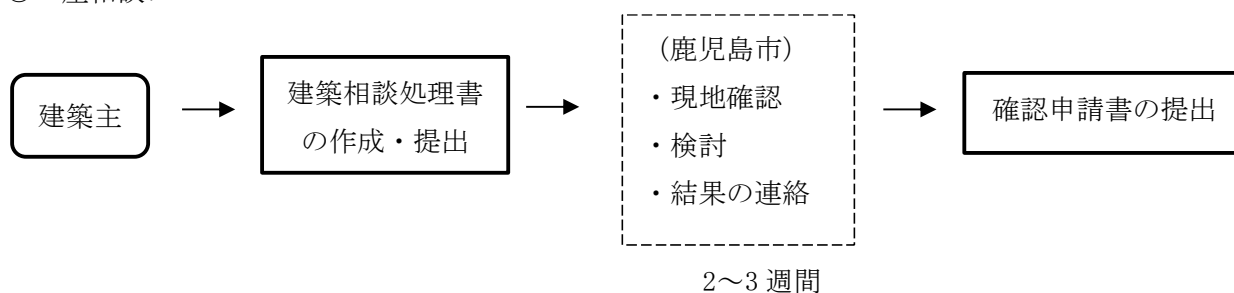
- ◇ 崖※に近接して建築する場合は、崖の高さの2倍以上崖から離さなければなりません。
建物を崖の高さの2倍以上離して配置できない場合は、崖崩れ等に対して安全対策を検討し、必要書類を作成・添付して、建築指導課に「建築相談処理書」を提出して下さい。
(鹿児島市に確認申請をするものや県条例第27条承認が必要なものに限る。)

※ 崖とは、斜面の勾配が 30° を超え、かつ、その高さが2mを超えるものをいいます。
築造経緯が不明な間知ブロック擁壁やコンクリート擁壁なども、上記要件に該当する場合は崖となります。

(崖の高さの2倍の範囲)



○ 崖相談フロー



◎ 崖相談に必要な書類

- ① 建築相談処理書———鹿児島市のHPまたは建築指導課で取得できます。
- ② 相談地案内図———住宅地図等のコピー
- ③ 崖・敷地横断図———崖と計画建物の位置関係、崖の高さ、崖からの水平距離を記入
- ④ 建物配置計画図———崖と計画建物の位置関係、建物構造、用途を記入
- ⑤ 平面図等———必要に応じて崖崩れ等に対する安全対策を記入

(5) 浄化槽設置に係る手続き

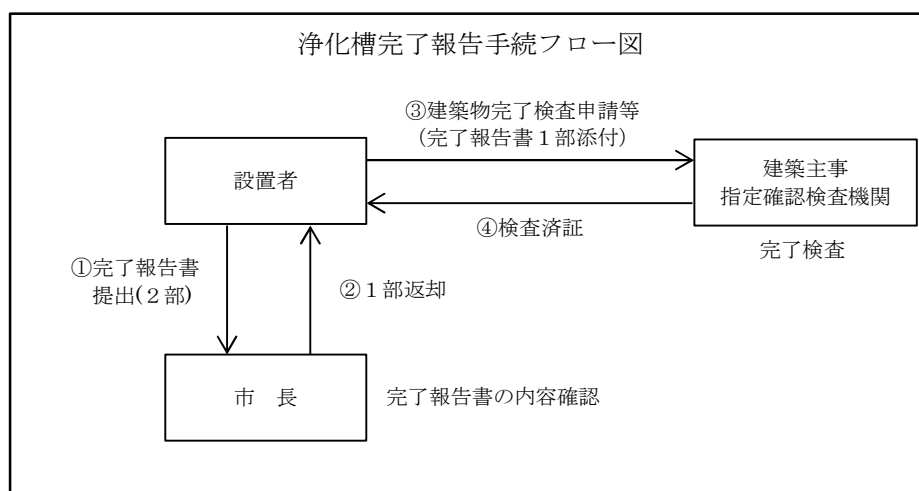
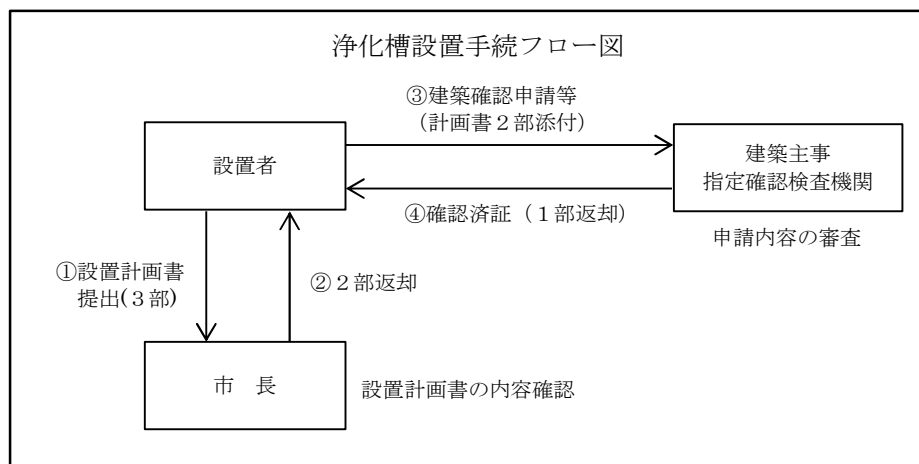
- ◇ 浄化槽を設置しようとする場合は、工事に着手する前に、浄化槽設置計画書等の届出が必要です。また、浄化槽工事が完了した際は、工事完了報告の提出、又は工事完了検査を受けなければなりません。

1. 建築確認を必要とする場合

建築確認を必要とする場合は、事前に浄化槽設置計画書を提出してください。

浄化槽設置計画書の記載内容に変更があった場合は、浄化槽工事完了報告書に変更事項を記載した上で提出してください。

また、浄化槽工事が完了した際は、浄化槽工事完了報告書を提出してください。建築物完了検査申請等に1部添付した上で建築主事等へ提出し、完了検査を受けてください。



2. 建築確認を必要としない場合

建築確認を必要としない場合は、浄化槽設置届出書を提出してください。

浄化槽設置届出書の内容に変更が伴う場合は、浄化槽設置届出書記載事項変更届出書、もしくは、浄化槽変更届出書を提出してください。

また、浄化槽工事が完了した際は、浄化槽工事完了検査申請書を提出し、工事完了検査を受けてください。